

## 論点① 必要な介護サービスを提供できる体制

### 論点①

(季節利用等の長期利用減算の見直し、長期利用適正化の見直し)

- 連続して30日を超えて利用する場合、31日目から長期利用減算を適用するとともに、連続して60日を超えて利用する場合には61日目から長期利用の適正化に係る取扱いを適用しているところ。
- 短期入所生活介護の利用ニーズについて、中山間地域では冬期間のみ利用することで在宅生活の継続を図る事例がみられるなど、人口規模が小さい自治体においては、積雪期や農繁期等の季節利用ニーズへの対応として短期入所生活介護が活用されている実態が把握された。
- 短期入所生活介護について、中山間地域等における介護資源の状況と積雪期・猛暑期・農繁期等の季節利用ニーズの実態を踏まえつつ、在宅生活の継続支援とサービスの適正利用や施設入所との機能分化の観点から、長期利用減算の在り方についてどのような対応が考えられるか。

### 対応案

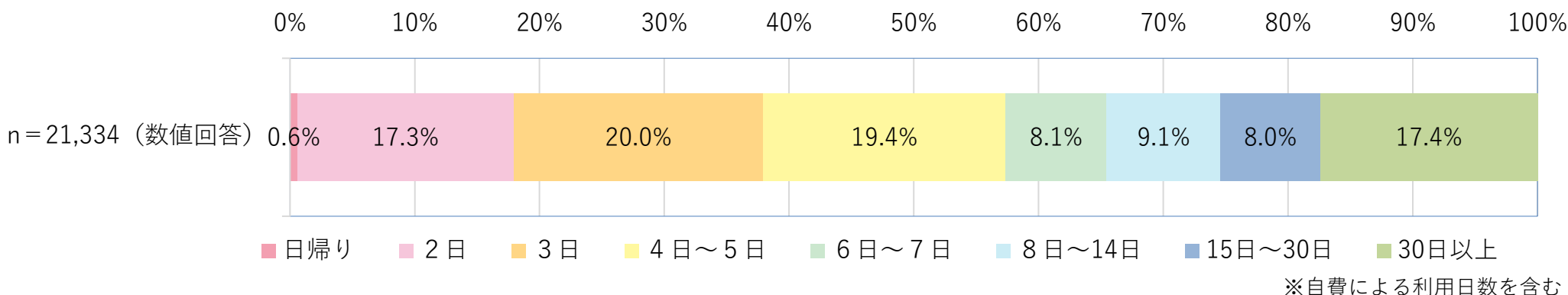
(季節利用等の長期利用減算の見直し、長期利用適正化の見直し)

- 短期入所生活介護の長期利用減算は31日以上連続の長期利用者から適用しているが、サービスの適正利用の観点から、61日以上連続の利用者と同程度（（ユニット型）介護福祉施設サービス費）としてはどうか。
- 一方で、地域によっては季節利用ニーズ（積雪期、猛暑期、農繁期等）のみの利用者があるため、例外的にこうした地域の実情等に応じて事業所が、在宅生活の継続に必要な中長期利用への対応を確保する観点から、減算を適用しない仕組みを検討してはどうか。

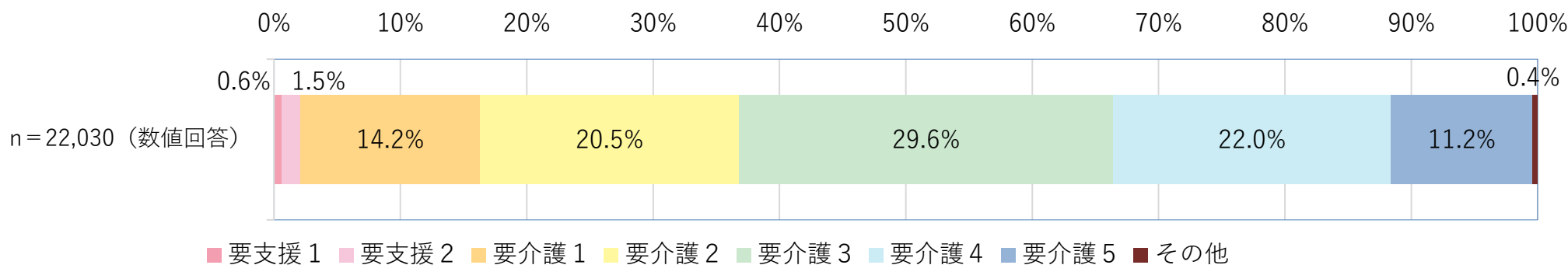
## 短期入所生活介護の利用日数と属性①

- 1ヶ月に事業所を利用した延べ利用者数について、連続利用日数別の割合をみると、「3日」（20.0%）「4日～5日」（19.4%）が多かった。一方で、30日以上連続で利用する利用者（17.4%）も一定数いることが分かった。

利用日数別利用者数



利用者実人数の要介護度別人数

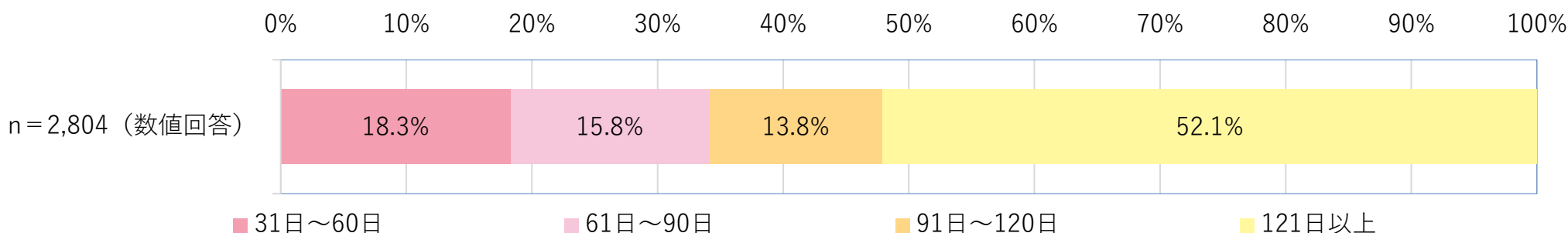


【出典】令和8年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業」速報値

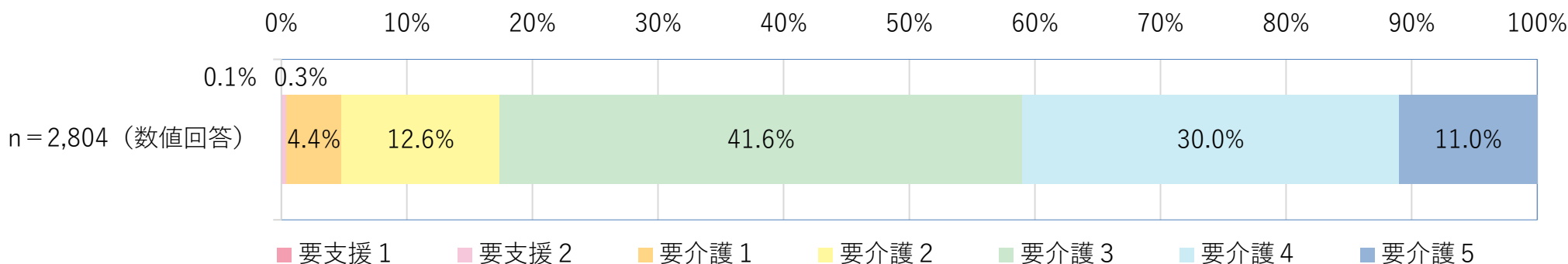
## 短期入所生活介護の利用日数と属性②

- 31日以上連続利用している利用者について、「121日以上」利用している割合が52.1%と最も多かった。
- 31日以上連続利用している利用者の属性については、「要介護3」（41.6%）、「要介護4」（30.0%）の利用者が多く、全体より介護度が重くなる傾向にあることが分かった。

### 31日以上連続している利用者数



### 31日以上連続利用者の属性



【出典】令和8年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業」速報値